

東京都廃棄物審議会
計画部会（第6回）
速 記 録

日 時：令和3年8月10日（火）10:00～10:57

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室23

○堀計画課長 それでは、あとお一方御参加いただけていないのですけれども、定刻となりましたので、「東京都廃棄物審議会計画部会（第6回）」をこれより開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、計画部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会はウェブで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。チャット機能を使って発言したい旨をお伝えいただいても結構でございます。

最後になりますが、傍聴者の方には発言を慎んでいただきますようお願いいたします。

それでは、定足数の確認でございます。本日は、8名の委員の方に御出席いただけるという御連絡をいただいております。現時点では7名となっております。委員総数の10名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第7第8項で準用している第6第1項で規定しております定足数を満たしていることを報告させていただきます。

続きまして、資料の確認でございます。事前にデータで送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

次第の下段にございますけれども、本日の資料といたしましては1から4の4点、それから、参考資料が1点、合計5点でございます。資料の不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、会議の公開についてでございますけれども、本部会は同運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが、公開といたしますので御承知おきください。

それでは、これからの進行を橋本部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本部会長 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

5月に開催された廃棄物審議会総会（第25回）において了承されました中間取りまとめについて、パブリックコメント等を行って、様々な御意見が寄せられたと伺っています。パブリックコメント等の結果について、本日、資料を用意していただいておりますので、事務局より御説明をお願いいたします。

○堀計画課長 それでは、6月8日火曜日から7月7日水曜日まで、パブリックコメント及び関係区市町村からの意見聴取を行いましたので、その結果と御意見に対する対応案について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

まず、「1 概要」でございます。繰り返しになりますが、今回は都民、事業者、団体等から広く意見を募集するパブリックコメント、それから、廃棄物処理法に基づく関係区市町村からの意見聴取を実施したところでございます。

対象となる文書は、東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（中間取りまとめ）でございます。

期間といたしましては、令和3年6月8日火曜日から同年7月7日水曜日までとなっております。

続いて、「2 パブリックコメント等の結果」でございます。

まず、件数でございますけれども、今回のパブリックコメントで寄せられた意見の件数は39件、意見聴取で寄せられた意見の件数は31件、合計で70件となっております。

ただし、このうち、寄せられた御意見の中には、パブリックコメント等の対象としない参考資料への御意見が含まれていたため、有効意見は52件となっております。詳細につきましては、別紙をおつけしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

続いて、「(2) 対応案」でございます。

御意見に対する対応としましては、以下の3類型で対応してございます。

まず、1番目としましては、御意見を受け入れまして、本文に説明を追加する等により文章を修正するもの。

2点目としましては、御意見には同意いたしますけれども、文章の修正は行わず、今後、都が具体策を検討する際に参考とさせていただくもの。

3点目といたしましては、見解の相違が認められるものでございまして、審議会としての考え方を提示させていただくものとなっております。

これら対応案の内訳でございますけれども、文章修正が24件、今後の参考7件、考え方を提示するものが21件となっております。

52件のうち、主な意見とその対応を次ページの表1にお示しさせていただきます。

まず、個人の方から寄せられた意見を何点か掲げさせていただいておりますけれども、「施策の具体例を示してほしい」という御意見が幾つかございまして、これについては文章修正を行ってございます。具体的には、後ほど本編を御確認いただくときに御説明させていただきます。

続いて、「廃棄物処理法の規制強化は適正処理を担保するために必要であり、規制緩和は慎重に行うべき」という御意見でございます。おっしゃられたことは我々としても理解するところでございまして、やはり適正処理を行っていくためには規制をしていくということが重要であると。ただ一方で、3Rを加速するためには、必要な部分については規制緩和をするべきであるという認識でございますので、そういった考え方を示させていただいているところでございます。

続いて、「発生抑制に関する計画策定を制度化すべき」ということで、こちらについても御意見をいただいて修正を行ってございます。後ほど御説明いたしますけれども、区市町村で行っております再利用計画書制度の中に発生抑制に関する視点も取り入れるといった趣旨の修正を行っているところでございます。

続きまして、「公共施設から排出される産業廃棄物及び公共工事に伴う産業廃棄物の処理に際しては、電子契約及び電子マニフェストを率先して使用すべき」といった御意見でございますけれども、こちらについて、東京都としましてはこれまで都が契約するものについては電子マニフェストを使用すべきであるという方向性は示しております。ただ一方で、建設工事などで都が直接排出事業者にならないものもございまして、現時点で必ずしも電子マニフェストが活用される状況になっていないということと併せまして、電子契約につきましても現時点で必ずしも体制が整っているわけではないということもござ

いまして、こちらについては今後の参考にさせていただくという記載にさせていただきます。

また、「プラスチックごみが分別されていない場合に追加料金を支払う制度はどうか」といった御意見ですけれども、こちらについては、必ずしもプラスチックだけに絞って罰則のような形で追加料金を支払うというのは、なかなか制度運用上も難しいものがあるのではないかとこのところもございまして、今後の参考とさせていただくということでございます。

次に、事業者1社、それから、まとめて御説明しますけれども、業界団体1団体ということで、こちらからは、多摩地域で行っておりますエコセメントに関する御意見を複数いただいております。

こちらにつきましては、エコセメントを運営しております東京たま広域資源循環組合、それから、構成団体であります25市1町で現在、様々な検討をしているところでございますので、その辺りの認識を提示するといったことにさせていただきます。

続いて、地方公共団体からの御意見でございますけれども、こちらについては、基本的にはいただいた文章の修正をさせていただいているというところでございまして、下から2番目、「資源循環及び廃棄物処理には、費用だけでなくエネルギーや資源も必要なため、ライフサイクルコストやライフサイクルCO₂からのアプローチが必要」ということで、こちらについては方向性としては今後の参考とさせていただいているところでございますけれども、プラスチックに限らずあらゆる資源の循環を検討する際には、ライフサイクルコスト、ライフサイクルCO₂の観点も含めて検討すべきという考えについては、本編にも通じて取り入れているところでございますので、そういった回答にしたいと考えているところでございます。

パブリックコメント等に関する御説明は以上でございます。

○橋本部長 ありがとうございます。

別紙のほうに詳細な個別の提出意見がございますけれども、資料2につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

松野委員、お願いします。

○松野委員 ログインがちょっと遅れてしまいまして失礼いたしました。

表1の下から2番目のコメントに関して、最後に対応策を説明いただいて安心いたしました。LCA学会から出ている者としては、この「ライフサイクル」という言葉というのはやはり生命線のところがございまして、それは確かに本編の22ページにきちんと記述されていたことでしたので、そのように対応いただければ幸いです。コメントでございます。

○橋本部長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。具体的には、後ほどの資料3のほうで修正の内容等を御説明いただくことになっておりますので、そちらと併せてということで、もしこの時点で御意見等がなければ次の議題に進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

次の議題が、報告書（案）ということになっています。資料3になります。

パブリックコメント等の意見を踏まえて、本文の修正のほか、本文の内容を補足するための参考資料なども追加していただいた報告書（案）を事務局で準備していただいている

す。次回の廃棄物審議会で最終答申ということになるわけですが、そのベースとなるものですので、今回の修正内容だけではなくて、全体の構成等も含めて御確認いただいて、御意見いただければと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○堀計画課長 それでは、報告書（案）について御説明いたします。

パブリックコメント及び意見聴取での御意見を見る限り、本報告書の構成、指標、計画目標及び施策の方向性について大きな軌道修正は必要ないものと認識しております。したがって、報告書の本文については、文言の追加等の技術的修正及び文章の段落間のつながりを円滑化するための文章の追記等にとどめるとともに、報告書の内容を補足するため、後ろに参考資料をつけました。参考資料は、これまでの総会や部会で既に資料としてお示ししたものをベースに、東京の廃棄物処理の現状、将来排出量等の推計、東京のマテリアルフロー、計画策定の根拠についての資料を添付するとともに、最後に用語解説をつけてございます。用語解説は今回新たに作成したものでございます。

これから資料3に基づきまして御説明いたしますけれども、分量が多いため、修正点を中心にかいつまんで御説明させていただきます。

それでは、資料3を御覧いただければと思います。

まず初めに、1ページ目でございます。上段に赤字で「このように資源の多くを輸入に頼り」という表現でございますけれども、こちらについては文章のつながりを分かりやすくするために事務局で追記させていただいたものでございます。

続きまして、2ページ目でございます。中段辺りに赤字でございますけれども、「IoT」の後ろに（Internet of Things）というのを追加させていただいておりますのと、あと、環境制約のところの出典として「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォームの報告によると」と、事務局で追記させていただいたところでございます。

続いて、6ページでございますけれども、気候変動のところで赤字で追記させていただいております。これはもともと第4章のところに記載してあったものでございますけれども、文章の本文の構成上、こちらに入っていたほうが良いという御意見をいただいたものですから、こちらに移動してございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

図11と図12でございますけれども、こちらはもともと23区のごみの変化について記していた図でございますが、先般、多摩のデータも入れてほしいという御要望をいただきまして、その部分を追加したところから「23区の」という表現を取ってございます。

それから、図12でございますけれども、右側に※で注記をつけさせていただいております。23区の持込みごみについては、可燃、不燃、粗大の内訳が明確になっていないということをお知らせしたものでございます。

続いて、同じページの一番下の行でございます。災害廃棄物の関連でございますけれども、こちらについては「都内の区市町村」という表現を加えたほうが良いという御意見をいただいたために加えたものでございます。

続いて、13ページでございます。

こちらの考え方のところ事務局で表現を加えさせていただいております。

続きまして、同じページの下のところでございます。御意見として、資源循環には費用、エネルギーを必要とするといったところも書くべきだという御意見をいただきまして、ここに「社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で」という表現を加えているところでございます。

また、同じページの一番下でございます。これまでは環境負荷を「削減」となっておりますけれども、「低減」のほうがいいのではないかという御意見をいただいたところでございまして、こちらについては循環型社会形成推進基本法では「低減」という表現を使っておりますので、ここに限らず以後も何か所か出てくるところがございすけれども、そちらについても全て「低減」という表現に改めさせていただいているところでございます。

続きまして、17ページ目でございます。

表3、今回の修正で「焼却灰の資源化」とさせていただいております。これは「セメント原料化」となっていたものを「資源化」に改めたものでございまして、焼却灰については「セメント原料化」以外にもございすので、ここは「資源化」と改めてございます。

また、同じ欄の右側に、エコセメント化施設につきましては25市1町が行っているものでございすので、それを追記してございます。

また、建設リサイクル推進の最終処分量のところでございますけれども、こちらについては正確性を期すために「木くずは実際に埋立処分されていないため」という表現を加えてございます。

続きまして、18ページでございます。

表の中の一般廃棄物の最終処分量の2025年度の推計値でございますけれども、こちらが23万トンとなっております。これまでは22万トンでございましたけれども、小数点以下まで表記しますと22.8万トンということで、四捨五入いたしまして23万トンとしてございます。これに伴いまして、最終処分量のところの82万トン、最終処分率2.6%と多少変動がございす。

18ページの下段にございす表の82万トンも同様でございます。

続いて、19ページでございます。

冒頭のところ、発生抑制の視点を強調するべきだという御意見をいただき、「まずは、廃棄物の発生抑制に最大限努めることを前提とした上で、一度使用したもののでもまだ使えるものについては」という表現に改めてございます。

同じページの6～7行下でございすけれども、「プラスチック資源循環促進法」が既に公布されておりますので、その年月日を記載してございます。

続いて、21ページでございます。

上から3行目のところでございます。この施策2のところでも水平リサイクルについても触れているということもございまして、ここに他の製品の原材料だけでなく同一製品という視点も加えてございます。

また、同じページの21行目辺りでございすけれども、これは先ほどもございました具体的にということで追記した部分でございまして、社会制度上の課題について、分別区分の設定ですとか廃棄物処理法の運用などの課題があるという具体例を加えてございます。

また、その下の27行目のところの「仕組みを容易に構築できるよう、法令等の柔軟な適

用」というところも同様でございます。

続いて、33行目でございますけれども、こちらは先ほどのパブリックコメント等の御説明でも申し上げました再利用計画書の中での発生抑制の視点を加えるといったものでございます。

続いて、36行目の辺りでございます。こちらは廃棄物量の見える化とは具体的にどんなものかといった御意見について、例えば、計量器で計測して、従業員等にその情報をフィードバックするといった例示を挙げているところでございます。

続いて、23ページの14行目でございます。こちらについては、海ごみの原因はポイ捨て等が結構重要な割合を占めているというところもございまして、「ごみのポイ捨て防止に向けた取組を強化するとともに」といった表現を加えさせていただいております。

続いて、26ページでございます。

中段の21行目でございますけれども、処理困難物については、これまで区市町村、製造者、販売者との連携を書いておりますけれども、廃棄物処理業者との連携も必要であるといった御意見を頂戴したために「廃棄物処理業者」という表現を追記しております。

また、その下の26行目でございますけれども、リチウムイオン電池の事故防止に関しまして、製造者責任の観点も重要であるといった御指摘をいただいております、その旨追記したところでございます。

続いて、29ページ目の27行目でございます。こちらについても先進的な取組とは具体的にはどんなものかといった御意見をいただいたので、ここに「モデル事業の活用などにより」という表現を加えさせていただいております。

続いて、30ページ目の1行目でございます。ここは「今後、計画の実効性を高めるため」ということで、この計画が具体的に何を指すのかが不明確であるという御意見がございました。ここでは災害廃棄物処理計画のことを指してございますので、その旨を追記したところでございます。

本編につきましては以上でございまして、次が33ページの参考資料でございます。

12行目辺りからでございますけれども、これまではプラスチックを可燃で収集するようになったといった記載でございましたけれども、必ずしも可燃で収集するだけでなく資源として収集しているケースもございましたので、その辺りの記載をしているところでございます。

35ページの7行目についても同様の趣旨での変更になります。

参考資料も含めまして修正点は以上でございまして、48ページに計画策定の根拠、それから、49ページ以降に用語解説をつけさせていただいているところでございます。

大分駆け足でございましたけれども、御説明は以上でございます。

○橋本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。いろいろと修正していただきましてありがとうございます。

改めて拝見すると、28ページの「健全で信頼される静脈ビジネスの発展」のところなの

ですが、これは頭で「1 静脈ビジネスの活性化」というのがあって、2がないように思うのですけれども、これの2はあるのですか。

○堀計画課長 失礼しました。こちらの2はございません。

○佐藤委員 それから、この項目で静脈ビジネスの活性化、発展という中では、これの上のほうでは事業者の新たな取組を促すという仕組みなのだけれども、同時に産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理業者の活性化、育成も重要だと思うのです。この一廃業者、産廃業者の全体については、25ページで「個々の処理業者等のポテンシャル向上」というのが一応あるのですけれども、自主的な個々の事業者の取組とか技術開発など第三者評価制度というものに限らずその発展をする必要があると思うのです。

一つの形としては、いろいろな取組の実験的な取組を認めていくということがあります。産業廃棄物や一般廃棄物については試験研究というのが認められているような認められていないような、不安定さがあります。試験研究の促進とか、それから、排出事業者による適正処理費用の負担など、処理業者が自分でいろいろな独自の試験研究をするということも促進し、それから、排出事業者がそういう処理業者を評価して適正な処理料金を払うということも啓蒙していくことが必要なのではないかと思います。

特に産業廃棄物については排出事業者責任があるので適正処理費用を負担すべきだと思うのは当然なのですが、事業系一般廃棄物については法律の規定があまり明確ではなく、むしろ法の7条の12項が、上限規定のように読める規定があります。しかし、上限規定の範囲に縛られると、自主的・先進的な取組をしている業者に経済的インセンティブが全然働かないということを考えると、こういう点についても東京都としては考慮して、排出事業者による適正処理費用の負担、それから、優良業者の評価というものが、技術的にも経済的にも少し促進していくようなことを応援するというシステムが必要ではないかと思います。

以上です。

○橋本部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からいかがですか。

○堀計画課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃることは本当にそのとおりだと思っております。ちょっとどこに書くのがよいのかというところも含めまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○橋本部会長 では、何らかの形で修文するという方向ということですね。

○堀計画課長 はい。そうさせていただきます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○橋本部会長 ありがとうございます。

それでは、森本委員お願いします。

○森本委員 森本です。パブリックコメントも含めて、的確にまとめていただいてありがとうございます。

修正の意見は特にありません。事前に御説明していただいたときに佐藤先生や事務局の塚田さんと議論させていただいて、特にプラスチックの新法を運用していくプロセスも含めてなのですが、やはりリチウム電池の扱いというのは非常に大きな課題になっていると認識いたしました。そういった意味で今回、「製造者責任の観点も考慮した上で」と書いて

ていただいたのは、それが一歩になると思います。国では何ができるか私も意識していきたいと思いますが、どう実現していくかというのは大きな課題です。東京都でも例えば表示を義務づけるといったアイデアあると思うのですが、国との連携をぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、47ページに東京都のいわゆるマテリアルフローというのを作っていただいてありがとうございました。なかなか国と違って東京都という単位では県境をまたぐ物流の実態がよく分からないもので難しかったらと思います。こういうのを作っていただいてこれをさらに深化していくことで、全体像がさらに見えてくると思います。さらに努力をしていただければありがたい。感想めいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○橋本部長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○堀計画課長 リチウムイオン電池についてはまさに御指摘のとおりでございまして、東京都としてもこれまでも区市町村との意見交換を行ってまいりましたし、今後も引き続き事故がなるべく起こらないように努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、マテリアルフローに関しましても、今後、精度を高めるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○橋本部長 ありがとうございます。

それでは、大石委員をお願いします。

○大石委員 ありがとうございます。事務局の皆さまには、いろいろと御苦勞があったと思いますが、ここまでまとめていただきましてありがとうございます。

私からは、パブリックコメントの中でも出ておりましたが、発生抑制に対する計画策定をということで、意見を申し上げます。計画策定まで行う、というのは、かなり難しいと思うのですが、文章の中で少し加えていただきたいと思うことがありますので触れさせていただきます。

まず、これは脱字ということで、19ページの9行目のところの最後です。「一度使用したものでまだ使えるものについては」の「い」が抜けているようですので、ささいなことですけれども、入れていただければと思います。

加えて、21ページの33行目のところ。「オフィス等から排出される廃棄物の発生抑制や」のところ。ここにも発生抑制という言葉は入れてはいただいているのですが、やはり「リユース、リサイクルを推進すべきである」というふうに、「リユース」という言葉もぜひ入れていただきたいと思いました。

それから、すみません、元に戻るのですけれども、19ページの8行目、9行目で発生抑制のことを書いていただいているのですが、廃棄物の発生抑制ということとイコールだとは思いますが、まずは必要性の考慮と言いますか、廃棄物になるものを減らすという意味では、選ぶときに本当に必要なものなのかということを考えることが重要だと思いますので、可能であればこの「廃棄物の発生抑制」の前に、「必要性を考慮し廃棄物の発生抑制に最大限努めることを前提とした上で」というふうに入れていただけるとありがたいです。ただ単に廃棄物を減らすということではなくて、その前の段階が大事なんだ、ということを伝えたいと思いましたので、可能であれば修正いただければありがたいと思いました。

それからもう一点、先ほど御説明がありましたリチウムイオン電池です。これも使用が増えていることから今後ますます廃棄が増えてくると思います。確かに製造物責任ということもあるのですが、火災現場の様子を聞きますと、廃棄の輸送中での発火が多いということです。そうなりますと、誰の責任になるかを書くのは難しいと思うのですが、分別して出すということだけでなく、その後の収集運搬のときも注意が必要だということをぜひ一言入れていただければと思いました。

以上です。

○橋本部長 ありがとうございます。

これについて、事務局からいかがでしょうか。

○堀計画課長 ありがとうございます。

脱字については大変失礼いたしました。申し訳ございません。

そのほかのところも基本的には加えさせていただきたいと思います。

○大石委員 ありがとうございます。

○橋本部長 発生抑制、リユースの文言はまたちょっと全体を通して見ていただいたほうがいいかと思いますのでお願いします。

○大石委員 はい。

○堀計画課長 また御相談させていただきます。

○橋本部長 それでは、斉藤委員お願いします。

○斉藤委員 斉藤でございます。

いろいろとパブリックコメント等も踏まえて修正していただいてありがとうございます。全体的に何かということではないのですが、細かい点で2つほどです。

一つは、今、このページに出ていますのでここで説明しようかと思うのですが、「ついては」については先ほど大石委員が指摘されたとおりなのですが、その後の年号の表記の中で西暦と和暦が両方併記されているものと片方だけのものがあります。例えば、ここだと16行目の「令和3年」のところは和暦のみになっているので、そこは表記をそろえたほうがよいのかなということを感じました。ほかのところでも和暦だけになっていたところもありますので、そこはもう一度確認されたほうがよいのかなと思います。ちょっと細かい点で恐縮なのですが、それが一つです。

あともう一つは、今回、用語解説を加えてくださったというのはすごくよいかなと思っ
てはいるのですが、ただ一方で、何が用語解説に載っているのかなということが本文の中で少し分かるようになっているとよいのかなと感じました。例えば、太字にするのか下線にするのかいろいろあると思うのですが、どんな言葉が用語解説を見ると詳しく書いてあるよというような、それを何か示していただけるとよりよいのかなということを感じましたので、そちらについて検討いただければと思います。

以上です。

○橋本部長 ありがとうございます。

事務局、よろしくお願いします。

○堀計画課長 ありがとうございます。

年号の表記については全部もう一度確認した上で修正させていただきたいと思います。

また、用語解説についても対応させていただく方向で考えたいと思います。ありがとう

ございます。

○橋本部会長 ありがとうございます。

それでは、宮脇委員をお願いします。

○宮脇委員 おはようございます。よろしくお願いします。

事業者の取組について記載が増えて大変よいと思います。特に29ページの「モデル事業の活用など」とか「機会を提供」ということで、東京都が何をするのかということが明示されたので大変よくなったと思います。

それで、今ちょっとお伺いしたいのは、21ページの一番下のところです。こちら事業者の取組に近いところなのですが、廃棄物の見える化に関するところで、36行目辺りです。これも具体的に書いていただけてよくなるのだということだったのですが、ちょっと建廃関係で「排出される廃棄物の量を計量器で計測」というのはどういうイメージなのかなというのを、これが何となく分かりにくいかなとちょっと思いました。中身はいいと思います。要は排出量を丁寧に確認して、実際に現場の方にもそれが分かるようにしようということで大変いいことが書いてあるのですけれども、若干表現が難しいかと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

○橋本部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○堀計画課長 ありがとうございます。

21ページの最後のところでございますけれども、ここでは建廃ということではなくて、オフィスから出るごみを想定してございますのでこういった表現にさせていただいているところでございます。

○宮脇委員 分かりました。すみません、ちょっと勘違いしていました。そういう意味ですね。

○堀計画課長 はい。

○宮脇委員 これは事業系一般廃棄物の、例えば紙とかの再生紙の話とか、プラスチックですね。

○堀計画課長 はい。従業員がどれだけごみを出しているかというところを分かりやすくしたほうがいいのかという趣旨でございます。

○宮脇委員 分かりました。ありがとうございます。了解です。

○橋本部会長 ここの表現はもういいですか。

○堀計画課長 もう少し分かりやすくしたほうがよろしいですか。

○橋本部会長 ええ。前段から続いているのであれですけれども。

○堀計画課長 ちょっとここの「大規模建築物」というところを「オフィス等から」というような表現にすると分かりいいでしょうか。

○橋本部会長 はい。「大規模建築物」がその前の段落のところを受けているのですよね。

○堀計画課長 そうですね。「オフィス」というところを引き続いている感じにはなるのですけれども。

○橋本部会長 では、その方向で。

○堀計画課長 承知しました。

○橋本部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。今回、最終的な議論の場になっていますので、報告書の内容ももちろんなのですが、もし東京都への要望等もございましたらお聞かせいただきたいというふうに都より伺っていますので、もし何かありましたら。よろしいでしょうか。

○大石委員 大石ですけれども、質問させていただいていいですか。

○橋本部会長 お願いします。

○大石委員 修正していただきたいということではないのですが、先ほどの御説明の中で12ページの図の12でしたか、23区の持込みごみは内訳が明確でないから、というご説明だったと思います。すみません、このイメージがちょっと湧かなくてお聞きしたいと思います。直接持ち込まれるごみは、東京都ではどのように処理されているのかということについて、聞かせていただければと思って質問させていただきました。

○橋本部会長 ありがとうございます。

○古澤資源循環推進専門課長 専門課長の古澤でございます。

23区内では一般廃棄物処理業者さん、あるいはその事業者の方が直接御自身で処理施設のほうに廃棄物を持ち込んでこられると。こういった事業系廃棄物のことが多摩地域も含めて持込みごみと言われているものでございます。もちろん23区内におきましても、物によりまして清掃工場での焼却のために清掃工場への搬入ということで指示されるもの、あるいはそうではなくて不燃ごみの処理施設への搬入を指示するような廃棄物というものもいろいろございます。そういったものの計量した結果をこちらのグラフでお示しをしているということでございます。

○大石委員 では、その合計ということで考えればよいということですか。

○古澤資源循環推進専門課長 そうでございます。

○大石委員 ありがとうございます。

○橋本部会長 23区の場合はその内訳が分からないデータになっているということなのですね。

○古澤資源循環推進専門課長 可燃ごみ、不燃ごみという言い方はしていないのですけれども、もちろん可燃性のものについては清掃工場への搬入という形で指示されております。どちらかというと名称の問題ですね。

○橋本部会長 それを便宜上可燃ごみとしてまとめましたということですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。ここではそうなっております。

○橋本部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、田崎委員お願いします。

○田崎委員 大きな点で1つ、それから細かい点で1つ指摘しておきたいことがあります。

大きな点、これは要望にも近いところなのですが、今回の計画で2030年までの目標を立てていますけれども、この2030年まで世の中は大きく不連続に変化することがまず予想できると思っております。その意味では、お願いしたいことの1つとしては、政策の実施状況をきちんとモニタリングしていただきたい。場合によっては中間年度かどこかの年で不連続な変化があって大きく変わった場合には、目標数値も少し見直すといったようなことも起きるような時代が来ていると思っておりますので、そのような認識に立っていただければと思っております。

それからもう1点、細かいところは、先ほど用語の追加ということで分かりやすくなったというコメントがあったのですが、1か所だけちょっと気になった表現が50ページだったと思うのですが、シェアリングエコノミーのところの表現が個人同士というCtoCの話しか書いていないのです。今のシェアリングエコノミーはBtoCのものもありますし、海外でいえば政府が、自治体がシェアリングエコノミーを提供するという事例もありますので、個人同士だけの定義にするのは不正確だと思っておりまして、この点を修正いただければと思っております。

以上です。

○橋本部会長　ありがとうございます。

それでは、事務局からいかがですか。

○堀計画課長　1点目についてはおっしゃるとおりでございまして、我々としてもしっかりとモニタリングはさせていただきつつ、必要に応じて、場合によっては目標の見直しというの考えさせていただきたいと考えてございます。

あと、シェアリングのところでございますけれども、御指摘のとおりBtoCの視点というのに入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○橋本部会長　ありがとうございます。

それでは、佐藤委員お願いします。

○佐藤委員　佐藤です。

この段階で大きな修文はないという前提だということは理解しているのですが、廃棄物処理法の第5条の5、それから、その規則の第1条の2の2に、処理計画の記載事項が記載されていますが、施設の整備に関する事項で、特に産廃については東京都の場合はエコタウンに等整備に関してはかなりの努力をしています。また今後も産業廃棄物の高度なリサイクルを進めるという意味で、水平リサイクル、あるいはその他非常に先進的な処理施設の整備について進めるようなことも書いたらどうかと思います。現在、産廃の処理施設がどのくらいあるかというのが資料にもちょっとあるとありがたいという気がいたします。

○橋本部会長　重要な御指摘をありがとうございます。

いかがでしょうか。

○堀計画課長　失礼いたしました。

施設整備については26ページのところに記載がございまして、おっしゃるとおりこれまでもスーパーエコタウンで取り組んできたといったところと、今後も都内から排出される産業廃棄物について、リサイクルの高度化及び最終処分量のさらなる低減を目指し、新たに先進的な処理技術の導入を含め、処理施設の在り方等を検討する必要があるといった点を記載しているところでございます。一番下の33行目辺りでございます。

○佐藤委員　了解いたしました。

○橋本部会長　この辺りの表現は難しいと思いますが、特に修文は必要ないですか。これでよろしいですか。

○佐藤委員　すみません、それでも私は理解いたしました。ありがとうございます。

○橋本部会長　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○堀計画課長 すみません。今御意見いただいた産廃施設のデータの的なものについては、ちょっと私どもの手持ちのデータもございますので、その中のどの辺りを載せたほうがいいのかというところはちょっと検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○橋本部部长 それに追加した場合に何か前文とかでそれに触れる必要は出てきますか。重要な背景事項ではありますけれども。

○堀計画課長 一つの案としましては、全体の構成を変えないということで参考資料のところに付けさせていただくのも方法かと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 私としては参考資料でいただければありがたいです。

○橋本部部长 参考資料に追加した上で、何か前文にその概要を記載する必要というのはありますか。

○堀計画課長 特に記載を追加する必要はないのではないかと思います。

○橋本部部长 分かりました。

そのほか、よろしいでしょうか。時間が大分残っておりますけれども、議事の3つ目が「その他」ということで、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「その他」ということで、今後のスケジュールについて、事務局から説明させていただきます。資料4を御覧いただければと思います。

こちらにこれまでの議論の経過、それから、今後のスケジュールの予定を書いてございます。本日8月10日、この第6回の計画部会を開催させていただいています。今日いただいた資料をまた少し修正いたしまして、9月の中旬に今度は廃棄物審議会総会（第26回）のほうに上げていきたいと思っています。できますればここで答申をいただければと思っています。それを踏まえまして9月の下旬ぐらいには新しい計画として策定したいと考えてございます。

以上です。

○橋本部部长 ありがとうございます。

それでは、今後の予定につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、次回の廃棄物審議会総会（第26回）で、本日御議論いただきました報告書（案）を一部、今日の御意見を受けて修正したものを提示させていただいて、最終的な答申に向けて議論いただくということでお願いしたいと思います。長きにわたりまして御検討いただきましてありがとうございました。もう1回残っておりますけれども、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事は以上となっておりますので、これで終了としたいと思います。

進行役を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○堀計画課長 本日は御議論いただきましてありがとうございます。いただいた修文案につきましては、修文の上、橋本部部长とも御相談をさせていただいて修正を加えていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の「東京都廃棄物審議会計画部会」を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。